

診療報酬改定の基本方針の検討について

【総論】

○ これまでの診療報酬改定の基本方針においては、「改定の視点」等を定めるとともに、この「視点」を踏まえた改定の「方向」を定めている。

○ 具体的には、平成 18 年度改定の基本方針においては、以下の 4 つの「改定の視点」を定めるとともに、この視点を踏まえ、24 時間診療ができる在宅医療に係る評価や、患者の状態像に応じた慢性期入院医療の評価等の「方向」を定めた。

〈改定の視点〉

- ① 患者からみて分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点
- ② 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点
- ③ 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価のあり方について検討する視点
- ④ 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価のあり方について検討する視点

○ 平成 20 年度改定の基本方針においては、上記 4 つの視点に加え、「産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減」を緊急課題として位置づけ、ハイリスク妊産婦への対応に係る評価や、病院勤務医の事務負担の軽減に係る評価等の「方向」を定めた。

また、後期高齢者医療については、後期高齢者医療の在り方に関する特別部会において、生活を重視した医療などの観点から診療報酬を構築すべきことを内容とした「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」が取りまとめられ、改定の基本方針には、この骨子の趣旨を十分に踏まえた改定を行うべきとの内容が盛り込まれたところである。

○ 平成 22 年度改定の基本方針においても同様の構成とすることが考えられるが、前回改定の実施状況、医療現場の実態、厳しい保険財政、最近の閣議決定等において社会保障の機能強化の必要性が指摘されていること、後期高齢者医療制度の見直し等が指摘されていること等を踏まえ、基本方針に盛り込むべき「視点」や「方向」について御検討をいただきたい。

【論点】

○ 前回までの視点・緊急課題は、誰もが安心・納得して、質の高い医療を効率的に受けられるようにするために必要なものとして、引き続き、基本方針の中に視点等として位置付けることとするか。

○ 前回の部会では、改定の「視点」に相当するものとして、「救急・産科等の体制強化」や「勤務医の負担軽減」を求める声が多かったが、具体的にどのような「方向」で改定を行うことが考えられるのか。

〈考えられる「方向」の例〉

- ・ 地域連携による救急患者の受け入れの推進
- ・ 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価の充実
- ・ 新生児等の救急搬送を担う医師等の活動の評価
- ・ 急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化
- ・ 医療クラークの配置の促進 等

○ その他、どのような「視点」・「方向」が考えられるか。

〈考えられる「視点」・「方向」の例〉

- ※ 患者からみて分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点
 - ・ 医薬品の患者への情報提供等を通じた医療安全対策の推進
 - ・ 高齢者の心身の特性を踏まえた医療の提供 等
- ※ 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点
 - ・ 急性期医療の機能強化
 - ・ 回復期リハビリテーション等の機能強化
 - ・ 質の高い精神科入院医療の評価
 - ・ 在宅医療・在宅歯科医療の充実 等
- ※ 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価のあり方について検討する視点
 - ・ 手術等の医療技術の適正評価 等
- ※ 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価のあり方について検討する視点
 - ・ 後発医薬品の使用促進 等